

第163回

熊本県都市計画審議会議事録

令和6年（2024年）1月17日

第163回 熊本県都市計画審議会議事録

- 1 案件 [公開・非公開]
審議
- 議第1342号 《公開》
熊本都市計画道路の変更の件（中九州横断道路熊本環状連絡線）
- 議題1343号 《非公開》
熊本都市計画道路の変更の件（大津合志線外2線）
- 議題1344号 《非公開》
大津都市計画道路の変更の件（大津合志線）
- 議題1345号 《非公開》
人吉都市計画事業紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更
に対する意見者の件
- 2 審議会の日時及び場所
日時 令和6年（2024年）1月17日（水曜日） 午前10時開会
場所 熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 出席した委員及び幹事の氏名
（出席委員）
- | | |
|----------------|--------|
| 熊本大学教授 | 柿本 竜治 |
| 熊本大学教授 | 本間 里見 |
| くまもと農業女性ネットワーク | 菅原 静子 |
| 熊本商工会議所女性会 | 古崎 喜代子 |
| 熊本県弁護士会 | 森 則子 |
| 熊本大学教授 | 副島 顕子 |
| 熊本県町村会会長 | 竹崎 一成 |
| 熊本県議会議員 | 鎌田 聡 |
| 熊本県議会議員 | 増永 慎一郎 |
| 熊本県議会議員 | 前田 憲秀 |
| 熊本県議会議員 | 松村 秀逸 |

熊本県市議会議長会		田中 敦朗
九州地方整備局長	(代理 熊本河川国道事務所長)	福井 貴規)
九州農政局長	(代理 農村振興部農村計画課長)	内田 耕吉)
熊本県警察本部長	(代理 交通規制課長)	山浦 隆之)

(出席幹事)

土木部道路都市局長		宮島 哲哉
土木部道路都市局都市計画課長		松田 龍朋
土木部道路都市局都市計画課審議員		平山 幸司
土木部道路都市局都市計画課課長補佐		村田 要
土木部道路都市局都市計画課主幹		川端 辰己
土木部道路都市局都市計画課審議員人吉・益城復興推進室長		奥村 知明
土木部道路都市局都市計画課課長補佐人吉・益城復興推進担当		池内 康洋

4 一般の傍聴者 0名

5 議事次第

- (1) 開会
- (2) 主催者あいさつ
- (3) 委員紹介
- (4) 議事録署名者の指名
- (5) 審議会の公開・非公開について
- (6) 議案・報告
- (7) 閉会

6 議事の経過

(1) 開会

村田課長補佐

定刻となりましたので、ただいまより、第 163 回熊本県都市計画審議会を開会いたします。私は本日の進行を務めさせていただきます。県都市計画課の村田と申します。よろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、県土木部道路都市局長の宮島からご挨拶申し上げます。

(2) 主催者あいさつ

宮島道路都市局長

皆様、おはようございます。ご紹介いただきました、熊本県土木部道路都市局

長の宮島と申します。よろしく申し上げます。

挨拶に先立ちまして、1日に発生した能登半島地震において、犠牲となられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた皆様に心からのお見舞いを申し上げます。

本県では、地震発生後から情報収集を行い、5日からRC基礎を持つ木造の熊本型応急仮設住宅、これはRC基礎を持つことで恒久的な公営住宅に転用できるという熊本型と言われる住宅でございますが、この建設の支援のために、職員2名を石川県へ派遣しております。

また、道路や河川などの公共土木施設の応急復旧対応につきましても、分野ごとにカウンターパートを受け持つことができる職員を3名ずつ定めて、石川県との連絡体制を整えており、随時、熊本地震や令和2年7月豪雨災害に係る資料や情報提供を行っているところでございます。この地震や豪雨災害の際、熊本は全国から多大なご支援をいただいております。災害を経験し、全国から支援をいただいている本県の使命ととらえて、情報収集に努め、できる限りの支援を行って参りたいと考えております。

それでは、事務局を代表して、一言ご挨拶をさせていただきます。

委員の皆様には大変お忙しいところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

前回9月の都市計画審議会では、宇土・宇城広域圏都市計画区域マスタープランの改定に関するご審議をいただき、同月に都市計画決定を行ったことをご報告申し上げます。

本日の付議事項でございますが、熊本都市計画道路の変更が中九州横断道路熊本環状連絡線と大津合志線他2線の2件。そして、大津都市計画道路大津合志線の変更、並びに、人吉都市計画事業紺屋町被災市街地復興土地地区画整理事業の事業計画の変更に対する意見書の合計4件でございます。

まず、中九州横断道路熊本環状連絡線につきましては、熊本西環状線と中九州横断道路大津熊本線を連絡し、九州各県を結ぶ循環型高速交通ネットワークを形成するものでございます。熊本都市圏の拠点性を向上し、都市圏と連携した都市づくりを進めるため、また、工業流通拠点に位置付けたセミコンテクノパーク周辺地区への速達性向上による産業の活性化等を図るために必要な自動車専用道路でございます。

また、大津合志線他2線につきましては、大津都市計画区域の区間とあわせて中九州横断道路と連携し、工業流通拠点形成に資する基幹的な道路ネットワーク形成を行うものでございます。半導体関連企業の集積に伴う交通需要に対応して、円滑な交通処理を行うために必要な主要幹線街路でございます。

最後に、人吉市が施工する紺屋町被災市街地復興土地地区画整理事業につきま

しては、事業計画の変更に伴う公告・縦覧手続きにおきまして、意見書の提出がございましたので、その内容をご審議いただくものでございます。

案件が多くございますが、委員の皆様には、忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

(3) 委員紹介

村田課長補佐

審議に入ります前に、本日代理で出席いただいている委員をご紹介させていただきます。

国土交通省九州地方整備局森戸様の代理といたしまして、熊本河川国道事務所長福井様でございます。

農林水産省九州農政局長北林様の代理といたしまして、九州農政局農村振興部農村計画課長内田様でございます。

熊本県警察本部長宮内様の代理といたしまして、熊本県警察本部交通規制課長山浦様でございます。

その他の委員の皆様のご紹介につきましては、出席者名簿により代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、熊本県都市計画審議会運営規則の規定によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、柿本会長に議長をお願いいたします。柿本会長、よろしくお願いいたします。

(4) 議事録署名者

柿本会長

それでは、しばらくの間私の方で進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議案の審議に入ります前に、熊本県都市計画審議会運営規則に基づき、議事録署名者の指名をさせていただきたいと思っております。規定により会長が指名することとなっております。

本日は本間委員と前田委員をお願いしたいと思っております。本間委員、前田委員、よろしいですか。

本間委員・前田委員

はい。

柿本会長

よろしくお願いいたします。

(5) 審議会の公開・非公開

柿本会長

続きまして、審議会の公開に関してですが、資料をご覧ください。

審議会の原則は公開となっておりますが、本日、2つ目に予定しております議題 1343 号及び 1344 号は、熊本県都市計画審議会の情報公開についての②都市計画法第 17 条第 2 項の規定に基づく意見書が提出されている議案に該当しますので、非公開となります。

また、3つ目に予定している議題 1345 号は、熊本県都市計画審議会の情報公開についての①土地区画整理法に係る意見書を審議する際、口頭意見陳述を行う場合、③土地区画整理法第 55 条第 2 項に係る意見書を審議する議案に該当しますので、非公開となります。

非公開の議案の審議の際には、報道機関及び一般傍聴の方は係員の指示に従い退室をお願いいたします。本日傍聴及び報道機関の方はいらっしゃいますか。

村田課長補佐

傍聴の方はいらっしゃいません。報道機関の方が 3 名いらっしゃっております。

(6) 議案・報告

審議：議第 1342 号 熊本都市計画道路の変更の件（中九州横断道路熊本環状連絡線）

柿本会長

それでは審議の方に入らせていただきます。

議題 1342 号熊本都市計画道路の変更の件（中九州横断道路熊本環状連絡線）について、ご審議をいただきたいと思っております。

事務局より議案のご説明をお願いします。

平山審議員

議案の説明を担当します平山と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にてご説明いたします。

議題 1342 号熊本都市計画道路の変更の件（中九州横断道路熊本環状連絡線）についてご説明いたします。

こちらが説明する内容になります。

まず、全体の概要としまして、中九州横断道路の概要、都市計画上の位置付け及び都市計画に定める理由についてご説明いたします。

次に、都市計画案について道路計画の概要などをご説明します。

まずは、中九州横断道路の概要になります。

中九州横断道路は、大分県大分市から熊本県熊本市に至る延長約 120 キロメートルの高規格道路です。高規格道路とは、九州縦貫自動車道などの自動車専用道路と一体となって広域的な交通ネットワークを構成する道路です。

現在の整備状況につきましては、右下の凡例に示すとおり、青色の実線は供用中の区間を示しており、破線は事業中の区間となります。今回、都市計画決定する区間は、赤色で示している九州縦貫自動車道から熊本西環状道路までの熊本環状連絡線、約 3.89 キロメートルの区間となります。

なお、今回決定する区間の東側、黄色で着色している区間について中九州横断道路大津熊本線、約 13.8 キロメートルの区間につきましては、令和 2 年 1 月にすでに都市計画決定をしている区間となっております。

続いて、中九州横断道路の都市計画上の位置付けについてご説明します。

こちらは、熊本都市計画区域マスタープランに示した将来市街地像図です。

中九州横断道路は、熊本都市計画区域と周辺都市を連絡する広域交通骨格道路として重要な道路として位置付けられております。

全体概要の最後としまして、今回都市計画に定める理由についてご説明します。

中九州横断道路熊本環状連絡線を整備する目的は、最初に、工業生産拠点への速達性向上による産業の活性化。次に、災害時などにおける信頼性の高い緊急輸送道路の確保。次に、熊本市中心市街地など拠点性の向上。次に、阿蘇・大分方面へのアクセス強化によりまして、観光振興の促進。最後に、渋滞緩和による生活環境の改善などとなっております。

このように、本道路は重要な役割を担う道路であり、上位計画である熊本都市計画区域マスタープランにも位置付けられた道路であることから、今回都市計画に定めるものです。

続いて、今回決定します都市計画案についてご説明します。

まずは、道路計画の概要となります。

種別は自動車専用道路です。名称は 1.4.7 中九州横断道路熊本環状連絡線。起点を熊本県合志市野々島、終点を熊本市北区下硯川町とする、延長約 3,890 メートルの道路です。車線数は 4 車線、幅員は 20.5 メートルとしております。構造形式としては、嵩上式、掘割式、地表式となっております。

こちらは、今回の標準断面図になります。

上が盛土、切土の土工部となり、下の図が橋梁部になります。それぞれ道路に関する基準により決定しており、車線数は 4 車線、幅員は土工部が 20.5 メートル、橋梁部は 19.5 メートルとなります。幅員の内訳は、車道幅員 3.5 メートルの 4 車線分と中央帯 3.0 メートル、路肩を両側に 1.75 メートル確保しております。

す。橋梁部については、この路肩を 1.25 メートルとしております。今回決定する範囲は、この車両の通行に必要な幅 20.5 メートル、19.5 メートルとなります。

なお、都市計画決定後に現地測量や詳細の構造を設計することとなりますので、今回都市計画決定していない盛土構造の法面部などについては、構造が確定した段階で都市計画を変更することを検討して参ります。

この図は、熊本都市計画区域総括図になります。

今回の対象の道路は、先ほどご説明しましたとおり、延長約 3890 メートルの道路になりますが、起点を合志市、終点を熊本市としておりますので、都市計画決定はそれぞれ県と熊本市で行うこととなっております。

右下の凡例をご覧ください。

図の中央付近で示しております、合志市と熊本市の行政界において、県決定と熊本市決定に分かれます。赤で示している区間が今回県で決定する区間であり、起点側の一部分と熊本北インターチェンジのランプの部分になります。黒で示している区間については、政令市である熊本市が都市計画決定することとなります。

こちらは、今回の対象区間の平面図になります。

下は航空写真に重ねたものになります。県で決定する区間は一部となりますが、ここからは熊本市決定区間も含めてご説明します。

まずは、ルートについて説明します。

中九州横断道路大津熊本線から繋がる形で、画面右側を起点として画面左側の熊本西環状道路及び国道 3 号植木バイパスに下硯川インターチェンジで接続します。

右側の丸で囲んでいる箇所は合志市と熊本市を跨ぐ形でインターチェンジの設置を予定しています。このインターチェンジは主要地方道熊本菊鹿線に接続することとしております。

画面左側の終点、丸で囲んでいる箇所は熊本西環状道路下硯川インターチェンジへの接続を予定しております。こちらはすでにできているインターチェンジに接続する形となります。

これから、起点となります合志市の方から道路計画を拡大して説明していきます。

まずは、合志市野々島から熊本市大鳥居付近になります。

起点はユーパレス弁天の西側。ちょうど合志市と熊本市の行政間に位置しており、九州縦貫自動車道路の上空を橋梁で跨いで交差し、新山神社の南側を通ります。また、中央の温泉施設付近にインターチェンジを設置し、主要地方道熊本菊鹿線に接続することになります。

こちらは、主要地方道熊本菊鹿線から中九州横断道路本線への進入路となる

ランプの断面図となります。

車線数と幅員が本線と異なりますので、ご説明します。

車線数は、乗り降り片側1車線の合計2車線、幅員は11.5メートルとなります。幅員の内訳は道路に関する基準により、車道幅員3.25メートルの2車線分と中央帯2メートル、路肩を両側に1.5メートル確保しております。こちらも本線同様、今回決定する範囲は、車両の通行に必要な幅11.5メートルとなります。

次に、熊本市側に進みまして、熊本市大鳥居から西梶尾町付近になります。

大鳥居公民館の南側を通り、市道鶴羽田町改寄町第一号線と交差し、坪井川を橋梁で越えていきます。基本的に田畑部を通過していきますが、画面左側については、西梶尾町の住宅地を通ることとなります。

終点部の熊本市西梶尾町から下硯川町付近になります。

西梶尾町の住宅地を通り、北部中央保育園や西梶尾公園等の南側、また、国道3号の下をくぐり北部中学校と北部公園の間を通過して、国道3号植木バイパスに下硯川インターチェンジで接続することとなります。

以上が、道路計画の概要でした。

最後に、説明会及び意見書の内容についてご説明します。

都市計画案の説明会は、令和5年9月13日の昼と夜の2回開催し、46名の参加がっております。

なお、熊本市決定区間については、熊本市において9月14日から21日にかけて6回開催され、173名の参加がっております。

説明会での質問とその回答について、2つほどご紹介いたします。

まず1点目は、熊本北インターチェンジの出入口が合志市道とクランク形状となっているため、十字交差にできないかという質問がありまして、九州縦貫自動車へのジャンクションの位置が近いため、十字交差とすることは構造上難しいことを回答しております。

2点目としまして、工事が始まる際に周辺住民に対する説明及び安全対策についてはどのように考えているかというご質問があり、事業者が行う工事着手の際の説明会により、丁寧に説明させていただくことを回答しております。

都市計画案の公告・縦覧は、令和5年11月6日から11月20日まで行いましたが、意見書の提出はありませんでした。

参考までに、熊本市決定区間について、熊本市に提出された意見書の抜粋と市の考えについてご紹介いたします。

意見書は3通、内容としては10件提出されております。

まず、都市計画変更に係るものとして、道路のルートや構造について変えることができないかという意見が出ております。熊本市としましては、いずれも走行

性や経済性などの理由により決定しているため、変更は困難との考えを示しております。

次に、その他のものとして、自治会運営や今後の説明会について意見が出ております。熊本市としましては、どちらも各段階で適宜説明会を行っていくとの考えを示しております。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

柿本会長

それでは、ただいまご説明いただきました議題 1342 号のご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

それではないようであれば、議第 1342 号につきましては、異議なしとしてよろしいでしょうか。

委員

はい。

柿本会長

それでは、ご異議はありませんでしたので、議題 1342 号につきましては、異議なしとさせていただきます。

審議：議第 1343 号 熊本都市計画道路の変更の件（大津合志線外 2 線） 議題 1344 号 大津都市計画道路の変更の件（大津合志線）
--

柿本会長

続きまして、議題 1343 号及び 1344 号の審議を行います。

冒頭にご説明いたしましたように、非公開といたします。報道機関の方は、係員の指示に従いご退室をお願いします。

村田課長補佐

事務局の方から 1 つご報告いたします。

本日出席予定の橋口委員におかれましては、急遽御欠席となりましたので、本日は 18 名の委員のうち 15 名で審議をさせていただきます。よろしくお願いたします。

柿本会長

それでは、議題 1343 号及び議第 1344 号につきまして、事務局より議案のご説明をお願いいたします。

平山審議員

議題 1343 号熊本都市計画道路の変更（大津合志線外 2 線）と議題 1344 号大津都市計画道路の変更（大津合志線）につきましては、相互に関連しますので、併せてご説明させていただきます。

目次の流れに沿って、説明させていただきます。

まず、付議事項の位置及び都市計画上の位置付けについてご説明いたします。こちらは熊本都市計画区域マスタープランに示した将来市街地像図です。

付議事項はセミコンテクノパーク周辺の道路計画になりますが、図で示しているとおり、セミコンテクノパーク地区は熊本都市計画区域の北東部に位置し、熊本都市計画区域マスタープランにおいて、工業生産、流通業務を計画的に誘導する工業流通拠点に位置付けられております。

交通体系の整備の方針として、セミコンテクノパークなど拠点形成に資する道路網の整備を推進することとしております。

続いて、付議理由についてご説明します。

セミコンテクノパーク周辺道路の状況についてご説明します。

セミコンテクノパーク周辺道路においては、特に、朝夕の通勤時間帯に写真で示しておりますとおり、渋滞が発生している状況です。今回の都市計画道路の決定・変更を行う道路は、赤線で示している路線となります。

次に、開発予定地を青で示しております。

JASM の工場建設を皮切りとしまして、セミコンテクノパーク地区周辺においては、SONY の新工場をはじめ、合志市の東部工業団地、大津町工業団地などの開発が予定されており、今後もさらに開発が進む見込みとなっております。

半導体企業の集積が進むことによりまして、さらなる交通渋滞が予想され、その対策が急務となっております。これらの課題に対応するため、大津合志線、合志インターチェンジアクセス線の都市計画の決定及び菊陽空港線の都市計画の変更を行うものとなります。

次に、道路計画の概要についてご説明します。

こちらは、菊陽町周辺の都市計画総括図になります。

中央付近に、菊陽町役場、東西方向に国道 57 号と JR 豊肥本線が通っております。北側に中九州横断道路やセミコンテクノパーク、南側に阿蘇くまもと空港があります。

今回付議する道路は 3 路線あり、まず、セミコンテクノパーク南側を東西に

通る延長約 4,120 メートルの大津合志線です。

大津合志線は、熊本都市計画区域と大津都市計画区域に跨っており、熊本都市計画区域の延長が約 3,940 メートル、大津都市計画区域の延長が約 180 メートルとなります。

2 路線目が中九州横断道路合志インターチェンジと大津合志線を結ぶ延長 3,380 メートルの合志インターチェンジアkses線になります。

3 つ目が空港方面と結ぶ延長 4,820 メートルの菊陽空港線になります。

菊陽空港線は、中央付近の青点線で囲んでいる箇所を現在事業中ですが、今回は大津合志線との交差点部を変更するものとなります。

それでは、各路線について順にご説明します。

まず、大津合志線についてご説明します。

東西方向の赤線が計画ルートになります。右側の国道 325 号室北の交差点から現道を拡幅して西側に進みまして、JASM の工場、事業中の菊陽空港線と交差し、合志インターチェンジアkses線に接続する計画としております。ひし形で囲んでいる①②③の箇所は、立体交差となる箇所を示しております。①は大津合志線と県道新山原水線の高低差が大きく、規定の道路縦断勾配を確保できないことから、合志インターチェンジアkses線が大津合志線をくぐる立体交差となります。②と③の交差点は、交差点の交通量解析の結果、平面交差では円滑な道路交通が確保できないことから、立体交差となります。現況の地盤高や経済性などを考慮しまして、②は菊陽空港線が大津合志線をくぐる立体交差、③は町道南方大人足線が大津合志線の上を跨ぐ立体交差となります。

こちらは、道路の標準断面図になります。

車線数は 4 車線、幅員は 34 メートルとしております。幅員の内訳は、車道幅員 3.25 メートルの 4 車線分と、中央帯 4 メートル、両側に停車帯 2.5 メートル、植樹帯 2 メートル、自転車道 2 メートル、歩道 2 メートルとしております。

今後のさらなる企業集積などを見据えまして、6 車線化も可能な断面としております。

今回の都市計画決定の範囲は、図に赤の旗揚げで示す盛土など、道路整備に必要となる範囲としております。

また、本道路は世界有数の半導体生産にふさわしいシンボルロードとして、熊本の豊かな自然との調和を図りながら、質の高い品格ある景観の形成を目指し、適切な広告物などの規制を行うことにより、良好な景観への誘導を図っていきたいと考えております。

次に、合志インターチェンジアkses線について説明します。

合志インターチェンジアkses線の延長は 3,380 メートルとなり、南北方向の赤線が計画のルートになります。北側の中九州横断道路の合志インターチェ

ンジから県道住吉熊本線を拡幅して南側に進んでいき、コンビニを過ぎたあたりから東側へ緩やかに関するバイパス区間となり、出分池付近を通過します。そのまま集落を抜け、大津合志線と立体交差し、県道新山原水線へ接続する計画となっております。

こちらは道路の標準断面図になります。

車線数は4車線、路面の幅員は25.75メートルとしております。幅員の内訳は、車道幅員3.25メートルの4車線分と中央帯が1.75メートル、両側に路肩1メートル、路上施設帯0.5メートル、自転車道2メートル、歩道2メートルとしております。

今回の都市計画決定の範囲は、図に赤の旗揚げで示す範囲となります。

次に、菊陽空港線について説明します。

南北方向の道路が菊陽空港線になり、濃い赤色着色箇所が、今回都市計画の変更を行う区間となります。

先ほどご説明しましたとおり、菊陽空港線が大津合志線の下をくぐる立体交差になることに伴う変更となります。

こちらは断面図になりますが、菊陽空港線と大津合志線の交差が立体構造となるため、都市計画の決定の範囲は旗揚げしているとおおり、菊陽空港線の本線と右左折に利用する連絡路を含めた幅員となります。

下の図は立体交差のイメージ図となります。

最後に、説明会及び意見書についてご説明します。

都市計画素案の説明会は、令和5年11月17日から20日にかけて、菊陽町、合志市、大津町の各会場で2回ずつ計6回開催し、237名のご参加をいただいております。

説明会における主な質問をご紹介します。

説明会全体をとおして、都市計画素案そのものに対する意見はありませんでした。

事業に関する質問としては、1点目、工事着手と完成時期はいつかという質問があり、できるだけ早く着手完了できるよう取り組むと回答しております。

2点目は、道路の対面側への農地などに行くにはどうすればいいのかという質問があり、副道などを設ける計画としているため、副道を利用し本線や交差点部から反対側へ渡ることができる、また、本線をくぐる計画の検討も行っていると回答しております。

都市計画案の公告・縦覧は12月13日から12月27日まで行い、5通14件の意見書の提出がありました。

意見の要旨と意見に対する県の考えについて、お手元に配布しておりますA3の資料で整理させていただいております。

説明の方はスライドの方でご説明しますが、必要に応じてご覧いただくと幸いです。

都市計画案に関する意見は3件。その他として事業実施に関する意見が11件と整理しております。

主なものについて、スライドでご説明します。

この表の左側に意見の要旨、右側に県の考えを整理しております。順番にご説明します。

①大きい車が増えることによる騒音や揺れも揺れなど生活環境の悪化に対するご意見であり、県の考えとしましては、騒音振動については事業実施段階において調査を実施し、必要に応じて対策を講じますとしております。

②自宅が丸見えになるのが嫌。子供の飛び出しなどの危険性を考えて道路に面さない位置に家を建てた。家が毛嫌いしていた配置となるが、何か対応はというご意見であり、県の考えとしては、安全面においては交通管理者及び菊陽町学校関係者と連携して、交通安全上必要な対策を講じて参ります。その他の環境変化についても、必要に応じて対策を講じますとしております。

③交通量が少なく、平面交差で十分である。圃場への出入りについて大変不便になり、事故の危険性も増すので立体交差には反対。自転車道、歩道、副道、樹木帯の建設も反対というご意見であり、県の考えとしては、道路の構造については関係する諸基準に基づき適切に計画しております。立体交差については、将来交通量を踏まえ交差点の需給を分析し、決定しております。また道路の安全については、事業実施段階において交通管理者及び菊陽町学校関係者と連携し、交通安全上の必要な対策を講じていきますとしております。

この3件の都市計画案に関する意見のほか、農耕車の通行や通学路の安全確保など、多くの事業実施に関するご意見をいただいております。県としましては、関係機関や地権者などのご意見を伺いながら、丁寧に説明していき、ご理解を得ながら事業を進めて参りたいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

柿本会長

ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局よりご説明いただきました議題1343号及び1344号について、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

それではご意見がございませんので、議第1343号及び議第1344号につきましては、異議なしとしてよろしいですか。

委員

はい。

柿本会長

それではご意見ありませんでしたので、議題 1343 号及び議第 1344 号につきましては、異議なしとします。

審議：議第 1345 号 人吉都市計画事業紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更に対する意見書の件

柿本会長

続きまして、議題 1345 号の審議を行います。冒頭にご説明いたしましたように、非公開といたします。関係者以外の方は係員の指示に従い、ご退室をお願いいたします。

それでは審議に入らせていただきます。

議題 1345 号人吉都市計画事業紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更に対する意見書の件についてご審議をいただきたいと思います。

今回、口頭意見陳述の申し出がっております。そのため、まず事務局より事業計画の変更に関するご説明をいただき、改めて事業について内容を確認したうえで、口頭意見陳述を行います。その後、施工者の意見書に対する見解及び意見書の審議の流れを進めたいと思います。

ではまず、事務局より議案のご説明をお願いいたします。

平山審議員

議題 1345 号人吉都市計画事業紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更に対する意見書の件につきまして、まず、事業計画変更の概要等についてご説明いたします。

本日は初めて本事業に係るご審議をいただくことから、まず、これまでの経緯について簡単にご説明いたします。

本事業は、令和 2 年 7 月豪雨で甚大な被害を受けた人吉市の中心市街地紺屋町において、復興に向けて土地区画整理を行うものです。

これまでの経緯を上段に整理しておりますが、人吉市において令和 4 年 6 月に紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域、約 1.2 ヘクタールが都市計画決定されており、下の図の赤着色が施行区域の範囲を示しております。その後、令和 5 年 3 月に土地区画整理事業の当初の事業計画が決定されており、現在事業が進められております。

こちらの図は、土地区画整理事業の全体の流れを示しております。

左側の都市計画決定後、赤太枠で示している事業計画決定の手続きを進め、画面中央緑色の仮換地指定で仮の宅地設定などを行います。その後は、移転補償、工事を行いまして権利者による建物再建という流れとなります。赤太枠部分の当初の事業計画の決定に至るまでの流れについて、次のスライドで詳しくご説明します。

こちらは令和5年3月の当初の事業計画決定までの合意形成の流れを詳しく示した図になります。

まず、①で人吉市が土地区画整理事業の事業計画の原案を作成し、②で関係機関と協議を行います。この協議結果を踏まえ、③で事業計画素案等として取りまとめます。その後、左側④の学識者や権利者などで構成します、復興まちづくり推進協議会におきまして、道路や公園の配置等について審議を重ね、右側⑤の事業の権利者を対象とした座談会において様々なご意見をいただき、それらによる提言やご意見を踏まえ、人吉市において改めて検討を行い、⑥事業計画案を作成されております。その後、⑦事業計画の住民説明会を2回開催し、延べ58名、うち権利者13名の方が参加されております。その後、⑧で事業計画案の縦覧手続きが行われ、事業計画に対する意見書の提出はありませんでした。その後、⑩で事業計画の認可を経て、⑪の令和5年3月22日に当初の事業計画を決定されております。

こちらは、当初事業計画の概要です。

施行者は人吉市で、総事業費は約17.6億円。施工期間は令和11年3月までとなっております。計画図を示しているとおり、ピンク色の区画道路や緑色の公園、青色の河川水路の配置などが公共施設として決定されております。

次に、今回の事業計画の変更について手続きの流れをご説明します。

こちらは冒頭にお示しした全体の流れです。

事業計画の変更の手続きは、赤枠で示したところになります。次のスライドで詳しくご説明します。

基本的には当初と同じ流れとなっております。左側の④復興まちづくり推進協議会については4回開催され、道路や公園などの配置について提言がなされました。また、今回の変更では右側の⑤で権利者へ個別訪問をされ、ご意見等を確認されたようです。その後、⑦の住民説明会を2回開催し、延べ25名、権利者10名の方が参加されております。これに加え、画面右上の⑫ですが、令和4年8月に相談窓口も開設されており、疑問や質問のある方に対し丁寧に説明するなどの対応に努めているということです。⑧のところで、今回意見書が提出されていますので、後程赤枠部分の手続きについては別途詳しくご説明いたします。

ここから事業計画の変更の概要をご説明します。

こちらが、今回人吉市が作成された事業計画変更案の設計図になります。

主な変更点について、次のスライドでご説明します。

こちらは本事業の計画について、当初と変更を重ねた概要図になります。黒い実線が当初、赤い実線が今回変更後の道路や公園、河川などの配置を示したものです。

変更点は主に3点ございます。

1点目は、赤枠①で示しております。山田川広域河川改修事業の詳細設計に伴い、ピンク色の隣接する区画道路の線形などを変更するものです。

2点目は、画面右下、青枠内②で示しております。本区域の雨水等を排水する泉田川の形状変更とそれに伴う公園の形状を変更するものです。

3点目は、画面右上、緑枠内③に示しております。換地設計による変更で、各宅地の面積を調整するため、道路の線形を変更するものです。

各変更点について、図面を用いて、もう少し詳しくご説明します。

こちらは、①の詳細な図面になり、左が変更前、右が変更後になります。山田川広域河川改修事業の詳細な測量設計結果を踏まえ、図面中央の赤枠部分について、区画道路の線形が山田川寄りに変更となっております。

ここで、右側の断面図をご覧ください。

当初は、道路の幅を有効幅員6メートルに転落防護柵を設置するための0.5メートルを加え、6.5メートルとされておりました。今回、河川管理者である県との協議の結果、転落防護柵は河川施設として設置することとなりましたことから、道路の幅員を6メートルに変更されております。なお、道路の有効幅員は6メートルで当初と変わっておりません。

こちらは、②の泉田川の形状変更に伴う変更になります。

左側の変更前は青色で表示しているように、公園1の外周近くに河川を付け替えるよう計画されていましたが、復興まちづくり推進協議会でのご意見等を踏まえ、管理者との協議も行い、親水性に配慮するとともに換地設計も踏まえ、右側赤色下線のとおり変更されております。また、公園1については泉田川の形状変更に伴い、換地設計も踏まえ、可能な限り面積を確保するよう変更となっております。

③の換地設計による変更についてご説明します。

先行買収の結果を踏まえ、換地設計を進められた結果、公平性などの観点を踏まえ、道路に囲まれている街区毎の宅地面積を調整する必要が生じ、赤枠で示す道路の線形をピンクの矢印で示しております方向にそれぞれ変更されております。

以上が、今回の事業計画変更案の説明になります。

最後に、事業計画の変更案に対する意見書が提出された場合の手続きについ

てご説明します。

意見書については、事業に関する利害関係者が縦覧期間満了の日の翌日から2週間までの間に、知事に意見書を提出できることとなっております。

今回は、12月18日まで意見書の提出を受け付けましたところ、期限内に2通、期限後に1通の意見書が提出されました。

期限後の取り扱いについては、別途ご説明します。

赤枠囲みの審議会における対応についてですが、提出されたご意見を踏まえ、事業計画変更案を修正すべきかどうか。つまり、意見書の採択についての是非をご審議いただき、決定していただくこととなります。

審議会において意見書が採択された場合、人吉市は変更案を修正し、再度縦覧から手続きを行うこととなります。また、意見書を採択すべきでないと言われた場合、知事は意見書の提出者にその旨の通知を行い、その後、認可を経て事業計画の変更が決定されるという手続きの流れとなります。

説明は以上です。

柿本会長

ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局よりご説明がございました議第1345号の事業計画の変更につきまして、何かご質問等ございますか。

(質問なし)

それでは、口頭意見陳述に移らせていただきます。

これから1名の方に意見陳述をしていただきます。お手元に配布してあります意見書2枚目の目次に記載されている番号で言いますと、①番の方になります。

また、①番の方におかれましては、行政不服審査法に基づく補佐人も帯同されております。

それでは、ご入室いただきたいと思います。どうぞ。

それでは、①番の意見を提出された■■■■、意見陳述をお願いいたします。

(口頭意見陳述 1名)

(事前聴取結果説明 1名)

柿本会長

ありがとうございました。

意見の審査については後ほどいたしますが、委員の方から陳述に対するご不

明な点はございませんか。

■■■■■
ちょっとお伺いなのですけども。

最初の計画が出た時点で、あんまり今回の変更というのは変わってないような感じなのですが、1回目のときにはこういった意見というのは全然なかったのですか。

平山審議員

ご質問の当初の事業計画を決定したときの手続きとしましては、同様の流れですけども、意見書の提出はあっておりません。

■■■■■
わかりました。

■■■■■
関連ですけども、当初の手続きのときには意見書としてはなかったとしても、説明会等の中ではこういった話は出されていたのでしょうか。

平山審議員

事業計画の住民説明会、それ以外に先ほどご説明しておりました復興まちづくり推進協議会、座談会、いろんな場面で意見交換はなされております。全体のこの事業計画の住民説明会の場でこういった今回のようなご意見というのは、人吉市の方からは聞いてはおりませんが、いろんな協議会の場面で、あっているかとは思いますが。

柿本会長

他に何かございませんか。

■■■■■
今のご意見と関連するのですけども。そもそも計画案を立てる段階で、こういった住民からの意見を十分に吸い取っていたのかどうか。

先ほどの意見陳述の中でも、地域住民と学生等で考えて、案があったということも言ってらっしゃったのですが、そういった案というのはそもそも計画案を作る段階で吸い取られていたのですか。

そこがちょっとよくわからなくて、いきなり案だけ出されて意見くださいと

言っても理解するまでに時間かかりますから、すぐに意見というのは出てこない可能性もあると思うのですが、その計画案を作る段階というところの意見というのをどういうふうにとられたのか。

平山審議員

人吉市の方からお聞きしているところで申し上げますと、事業計画の概要のスライドの中でも出しておりましたまちづくり推進協議会、座談会、こういったいろんな場面で、徐々に事業計画というのは作り上げられておるので、前半の段階でこれでという提示は、おそらくされていないと考えております。

奥村室長

補足します。

先ほど説明しました復興まちづくり推進協議会の中で、大学の先生とかが入ってらっしゃいまして、その推進協議会の派生的な会合の場で学生が入って、様々な意見の聴取等をされております。

先ほど申された[]の方と学生との個別の検討、それにつきましては県の方としては市を通じて伺っておりません。

当初事業計画の段階での推進協議会等の中でのご意見をもとにして、実施の方で計画されているというように聞いております。

柿本会長

他に何かございませんか。

それでは意見書の審議に移りたいと思いますが、意見書の取り扱いについて事務局よりご説明をお願いいたします。

平山審議員

意見書の取り扱いについてご説明します。

まず、意見書を提出できる者及びその対象についてですが、意見書は土地区画整理法の規定によりまして、利害関係者が事業計画について意見がある場合に提出できることとなっております。

また、知事は意見書の提出があった場合、県都市計画審議会に付議しなければならないこととなっております。

ここで利害関係者とは、当該土地区画整理事業に関係のある土地、もしくはその土地に定着する物件、または当該土地区画整理事業に関係のある水面について権利を有するものとされております。

今回期限内に提出された意見書 2 通は、利害関係者からのものと判断される

ため、本審議会での審査対象となります。

また、期限外に提出された意見書が 1 通ございますが、土地区画整理法第 55 条第 2 項における縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日以降の提出であったため、本審議会での審査対象外と考えております。

なお、今回審査対象の 2 通はそれぞれ複数のご意見が記載されておりましたので、ご意見ごとに施行者である人吉市の見解をご紹介したいと考えております。

また、このご意見全体で 8 件ありまして、内訳としては右下の表に示しておりますように、事業計画の当初に関するものが 6 件。その他が 2 件となっております。この 2 件の意見は、事業計画の内容に対する意見ではなく、審査対象外と考えております。

取扱いの説明は以上になります。

柿本会長

ただいま、事務局よりご説明がありましたが、意見書は利害関係者しか提出できず、かつ事業計画に関するもの、また、期間内に提出があったもののみとされております。

事務局で分類されておりますが、お手元に配付されております A3 資料の意見書に対する施行者の見解の 3 枚目をご覧ください。

資料 2 の右から 2 番目の意見の分類の欄に、当初の事業計画、変更の事業計画、その他の記載があると思います。その他に分類されているものについては、先ほど事務局より説明がありましたように、事業計画に対する意見ではなく、事業の進め方に対する意見であるため、審査対象から外すこととしてよろしいでしょうか。

委員

はい。

柿本会長

それでは、審査対象の意見に対して見解をお願いしたいと思います。

人吉市におかれましては、入室をお願いいたします。

関連するご意見がございますので、一括で審議したいと思います。それでは、見解をお願いいたします。

平山審議員

意見書に対する施行者の見解について、概要をご説明します。

お手元に先ほどの A4 の意見書本文と A3 の意見書に対する施行者の見解を配

付させていただきますので、必要に応じてご覧ください。

説明はスライドの方でさせていただきます。早速、説明に入らせていただきます。

まず、意見書提出者の所有地についてご説明します。

これは、施行区域の位置図になります。今回の意見提出者は 2 名で

それでは、事業計画に関する意見が 6 件ありますので、意見の要旨と人吉市の見解を順にご説明します。

まず、意見Ⅰ-(1)です。この意見番号は、先ほどの A3 の資料と対応させております。意見の要旨ですが、山田川東岸の堤防天端の道路を 6 メートル幅に拡幅することについての合理性を示すべきとのご意見をいただいております。施行者の見解としましては、幅員については土地区画整理法施行規則第 9 条第 3 号で区画道路の幅員は住宅地にあつては 6 メートル以上。商業地または工業地においては 8 メートル以上としなければならないと規定されており、下の図に示すとおり、平時には安全に対向車と離合することができる幅員を確保するとともに、水害、地震、火災等の災害に対応するため、迅速な避難と緊急車両の移動といった防災活動の円滑な遂行等が必要であり、そのための道路幅員としておりますとのことです。

次に意見Ⅱ-(1)です。こちらは、土地の嵩上げの理由を低地窪地解消とした根拠の妥当性についてのご意見をいただいております。画面右側に表示しております施行地区の地形図になります。図の左下赤枠に示しております

A 点と位置図向かって右側の地区外と比較し、高低差がなく、当該所有地付近が低地窪地ではないと主張されております。施行者の見解としましては、土地の嵩上げについては、強化される河川堤防との連続性による宅地の有効活用など、土地利用増進の観点から前面の計画道路の高さ以上とすることとしています。また、土地区画整理地区内の詳細な測量を実施した結果、

図中 A 地点の高さは東側の地区外道路の一番低い B 地点よりも 70 センチ低く、北側の地区境道路の一番低い C 地点よりも約 1 メートル低い地盤となっておりますとのことです。

次に意見Ⅱ-(2)です。こちらは、治水対策の広域的かつ総合的な検討の必要性及び局地的な嵩上げに伴う区画整理地区外への水害リスクの可能性についてご意見をいただいております。これは、水害の際、区画整理地区内の土地の嵩上げにより北側や東側の地区外の街区に雨水や河川の水の流れが及ぶことを懸念されたご意見と考えます。施行者の見解としましては、土地の嵩上げについては、強化される河川堤防との連続性による宅地の有効活用など、土地利用増進の観

点から、前面計画道路高以上とすることとしております。治水対策については、現在令和3年3月に策定した球磨川水系流域治水プロジェクトに基づき、関係機関と連携して治水対策に取り組んでおり、流水型ダムを含む治水対策を講じることで、令和2年7月豪雨と同規模の洪水に対して人吉区間においては、越水による氾濫防止が図られることとなっています。また、地区内の雨水の排水については、事業区域内の雨水排水について、地区内を流れる泉田川で集水し、雨水が円滑に流下できるような構造の強化を図りますとのことです。

次に意見Ⅲ-(1)です。こちらは、道路や公園の配置による宅地の減少・形状に対するご意見をいただいております。施行者の見解としまして、本事業は、右に示す避難路、避難地の確保、未接道地の解消、住宅地の安全性向上、中心市街地の活性化・産業振興の活性化という事業の目的及び住民や権利者のご意見を伺った上で、道路公園の配置などを記載した事業計画を策定しております。また、宅地形状については、現在換地設計を進めており、戸別訪問等により、権利者のご意見を踏まえ、宅地の形状を決めていきますとのことです。

次に意見Ⅲ-(2)です。こちらは、工事完成時期を含めた事業計画全体に対するご意見をいただいております。画面下の方に令和5年1月21日の事業計画案に係る説明会で説明した資料を掲載しており、事業の流れをお示ししております。施行者の見解としましては、条件が整った街区から造成工事を順次実施し、完了した宅地は随時引き渡しを行い、建物の再建が可能となります。また、現在検討中ですが、今後は個別に再建スケジュールなどをお示しながら事業を進めて参りますので、再建の時期もおおよそ見通せると考えております。1日も早く再建できるよう、全力で取り組んで参りますとのことです。

意見Ⅳについてご説明します。ここからは、別の方のご意見になります。こちらは、再建済みの住宅や商業施設を横断する道路の配置に対するご意見をいただいております。施行者の見解としましては、事業の目的を前提とした上で、建物を極力避けた道路・公園の配置とするなど、建物への影響が最小限となるよう配置しています。また、中心市街地復興まちづくり推進協議会や座談会において、権利者からいただいたご意見をできる限り参考とし、道路配置を決定しておりますとのことです。下の方にお示ししているのは、第1回座談会、第2回座談会の主なご意見を抜粋したものとなっております。

人吉市から、引き続き事業に対するご理解をさらに深めていただくよう、丁寧にご説明していくとともに、事業をお待ちいただいている方の再建ができるだけ早く叶うよう、造成宅地の早期引き渡しに向け、時間的緊迫性を持って事業を進めて参りますとのことでしたのでお伝えします。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

柿本会長

・ありがとうございました。

ただいまの意見書に対する施行者の見解、この件につきまして、委員の方から何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

今、施行者の見解ということでご説明いただきましたけれど、説明された内容は先ほどの意見者の方に、この間お話されているのでしょうか。意見書を見ますと、低地窪地の箇所、以前から低くないという話で、真っ向否定されていますけど、そういったことも含めまして、立体的な説明とかそういったことが本当になされてきたのかどうなのか、その点教えてください。

平山審議員

人吉市も同席いただいていますので、補足等あれば人吉市の方からもお答えいただきます。

伺っているところで言いますと、これまで先ほどの口頭意見陳述の方は、住民説明会等、ほぼすべての説明会にご参加いただいているということを聞いております。ご説明について、説明会には参加いただいているが人吉市の直接個別の訪問、そういうものについては拒否をされているというような状態と聞いております。

先ほどの土地が少し低い等、そういった話についてはどちらかというところ少し前半、最初の頃、まだ話し合いのころは説明されているようではあります。

人吉市（若杉部長）

ご審議ありがとうございます。人吉市役所の若杉です。

補足いたしますと、説明会にもご出席いただいた後で、必要な審議会等の資料については、ホームページ以外でも郵送で逐次情報はお伝えしているところでございます。

我々もきちんと説明したいという考えがございまして、また、区画整理事業というのは非常に難しいものですから、そういった説明をする機会を与えていただきたく、月1、2回はご連絡をしているところですが、先ほど県の方からご説明いただいたとおりでございまして、私達は引き続き、粘り強くご説明に上がりたいというように考えているところでございます。

以上でございます。

あと、意見陳述のところでお話された、それとメモで [] と交渉
されていていらっしゃいますけれど、これが [] という
ことで、これを生かしてやっていきますよというような話がなくなっ
たというような話もございますから、その点の考え方ですよ。もう、
こういう道路が入っていますけれど、なくすということになるの
ですけど、その点をやはり意見されていると思います。その点どう
ですか。

平山審議員

[] について、委員が今おっしゃられたとおり、
[] になっていますが、[] にいろいろ種類がある
ようで、[] というものになっているとのこと
です。

例えば、移転とかそういう話になったときに、厳しい順番でい
くと、[] というよう
なことで、そういう意味では、移転等も想定はされていると考
えております。

人吉市（井上市街地復興課長）

人吉市から補足いただきます。お世話になります。人吉市の市街
地復興課でございます。

補足でございますけれども、[]

このように [] としましては、今後のまちの発展に非常に
価値のあるものというように本市も考えておまして、この区画整
理による嵩上げや基盤整備が整った後に、可能な限り、市としま
しても [] の復旧に向けま
して、支援をして参りたいというように考えているところでござ
います。

以上でございます。

すいません、道路が入っているのですよ。移転か壊すかしなけ
ばならないと思いますけど、その辺はどうお考えですか。

人吉市（若杉部長）

事業の補償で行うことになるのですが、[] という
ことで、1回可能であればそのまま曳家で動かすか、もしくは一
度解体をして部材をきちんと保存し再築をすると、再建工法とい
うことになりますが、通常の住宅とは違った []

■としての動かし方をしていくということになっております。

それから地図はありますか。実際、今ここにある■のところに道路が入っておりますけれども、ほぼこの位置にお返しするということで準備を進めておりまして、前の4メートルの道路も今現状の幅で、そこを昔からの道路は残すようにしておりまして、高さは若干高低差できますけれど、今のままの位置付けぐらいで配置をするように、換地で準備をしております。

以上でございます。

■
先ほど陳述の際に、12月28日に土地の確認書が届いたと。新たにですね。これはどういうことなのですか。土地の確認を今、されている最中なのですか。

確認された上でこういった計画が立てられていると思うのですが。

その点とどの辺りにその土地をお持ちなのがあったのかということをお教えいただきたいと思っております。

平山審議員

先ほどの意見陳述の際に、人吉市は同席されておりましたので少しご説明した上で、回答いただきます。

人吉市（若杉部長）

この土地は現在、土地の図面というのは法務局で14条地図ということで地籍調査が終わっておりまして、地図が配置されているのですが、地図に掲載されていない土地がございます。国土調査のときになくなっておりまして、その場所がわからないけれども道路内にあるのではないかと現地確認不能とされている土地がございます。多くは道路拡幅の際に、市の方に登記をされてない。実際、現地は道路ですけど、登記が未済のものがここに数十筆ございまして。今日陳述された方の■の土地もございましたので、それをお送りさせていただいたところでございます。これにつきましては、どこにあるかがわからないと、法務局の備え付けの地図にはないということでございますので、道路の中にあるのではないかとということで、換地上で処理をしていくことの通知をしたというところでございます。

以上です。

柿本会長

他に何かご質問ございませんでしょうか。

それでは質問がないようですので人吉市におかれましては、退室をお願いい

たします。

それでは、これから出されましたご意見につきまして、採択すべきかすべきでないか、お諮りしたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

委員

異議なし。

柿本会長

それではお諮りしたいと思います。

今回提出されました意見書について、すべて施行者の見解が適当であるというように判断できますでしょうか。

できない。

柿本会長

どの点ができないのでしょうか。

いや、もともとの説明がやはり出来ていないので、しっかりやらしてもらわないと。今後やられるという話ではあったのですが、そもそものところでやはりやれていないので。

柿本会長

今回の事業変更に係るというところになりまして、そもそも事業計画になると当初の都市計画の決定で決定されている。それに対する意見が多かったと思うのですが、事務局としての見解はいかがですか。

平山審議員

今、会長がおっしゃられたとおりになりますが、意見書については今回変更する内容について、意見を提出できるようになっておりまして、委員が今ご発言いただいたように、事業の進め方、もう少し丁寧に説明等になると、先ほどの人吉市のおり、今後も努めて参るというところで、事業計画の内容とは少し違うところになると考えております。

柿本会長

他の委員の方いかがですか。

1つお尋ねします。

先ほどの意見書提出の方に対して、人吉市から説明に行く、でも、対応されないというようにあったといいますか。そういう説明内容をいろいろお互い、自分たちの考えをもともと持ってらっしゃるのだけど、そこでの意見を聞く場というのが今までできていなかったということですよ。それはどうしてですか。

平山審議員

人吉市から聞いている限りで言いますと、最初の頃は経緯でご説明しましたように令和4年度に都市計画決定を行い、令和4年度の終わりの令和5年3月に第1回日の事業計画として決定し、今回に至っているわけですが、その令和4年の都市計画決定の以前から、被災の1年後に被災市街地復興推進地域ということで、当該地区を含む範囲が指定されて、住民の方、権利者の方も含めて、いろんな意見交換会が開催されているようです。その過程の中では、最初のうちはいろんな意見交換をされていたようですが、途中からは人吉市からの直接の説明は聞かないというようなことになっている状態だということはお聞きしています。

なぜかというところになると、なかなか分かりかねるところがあります。

人吉市は先ほどおっしゃられたように、情報共有、情報発信というところで、まちづくりのニュース、区画整理だより、こういったものを別途権利者の方に、説明会とは別に送ってと、常に情報発信には努められているように聞いております。

本人との直接の対話というのは、少し途切れているところもあります。

私たちが意見書の提出があった後、12月の年末になりますが、電話等で本人とのやりとりは事務局ということで対話もできますのでしております。その中でやはり人吉市への思いとか、そういうのはお伝えされる場面はありますが、委員の今のご質問に直接答えるような答えはいただけていません。

そもそも、この変更案について審議をするという内容ですので、先ほど事務局の方がおっしゃったように、この審議会でやるべきことというのは、全体的な計画を見直すとか、そういう話ではないと思うので。

そもそもの変更について、この意見を対応するかしないかを話し合ってもら

って、人吉市との説明がうまくいっているかとか、そういった部分ではないと思うんですけど。

柿本会長

そうですね。もう一度お話ししたいと思いますが、今回出されました意見について、採択すべきでないというところで、進めたいと思うんですけど、これに関してご意見ありますでしょうか。

採択してもらいたい。

柿本会長

事業の進め方については、少し考えるところがあると思うのですが、事業計画そのものを変えるかどうか。

例えば、堤防道路の幅を6メートルでするとか、嵩上げをする、この事業計画については、合理性はある。ただ、進め方についてはご意見があるようでしたので、その部分については審議会の中で付議事項をつけて、答申していくという形でよろしいのではないかとこのように私の方は思うんですけど、いかがでしょうか。

付議事項という欄もしっかりと人吉市へ説明するわけですよ。

事務局

はい。

柿本会長

よろしいですか。

はい。

柿本会長

それでは、進め方について疑義が出ましたけども、計画変更そのものについては異議がないということではよろしいですか。

委員

はい。

柿本会長

そのようにさせていただきます。

計画変更するものについては、異議がないということですが、進め方については、「引き続き権利者の理解を得るための工夫を図りながら事業に取り組んでいかれること」をご留意いただくという旨を答申文に記載するということがよろしいでしょうか。

委員

はい。

柿本会長

そのようにさせていただきます。

それでは、そのような形で議第 1345 号の意見書につきましては、採択すべきでない。ただし、答申書の中には、「引き続き権利者の理解を得るための工夫を図りながら、事業に取り組んでいただくよう、ご留意をいただく」という旨を答申に記載するということが進めさせていただきます。

以上で、議案の審議が終了いたしました。委員の皆様には、審議会の円滑な運営にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。これ以降の進行につきましては、事務局にお返しいたします。

(7) 閉会

松田都市計画課長

委員の皆様、ご審議ありがとうございました。

最後の案件、答申文に添えられたご意見等につきましては、我々県としてもしつかり人吉市の方にお伝え申し上げていきたいというように考えております。

審議会の県知事への通知を受けまして、都市計画決定の手続きを進めていきたいと思っております。それでは、これをもちまして、第 163 回熊本県都市計画審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

【午後 0 時 0 5 分 閉会】

本書のとおり相違ありませんので、熊本県都市計画審議会運営規則第12条
第3項の規定によりここに署名します。

令和6年2月28日

議事録署名者

本間里見

熊本県都市計画審議会委員

本書のとおり相違ありませんので、熊本県都市計画審議会運営規則第12条
第3項の規定によりここに署名します。

令和6年 3月 5日

議事録署名者

前田憲秀

熊本県都市計画審議会委員
